

議題（１）第7次ほくとゆうゆうふれあい計画の策定に向けて

○計画の概要

介護保険制度では、市を保険者として、国、県等が役割に応じて市を重層的に支える仕組みとなっている。

1. 市の役割

介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、介護保険の保険者とされた。

3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定する。

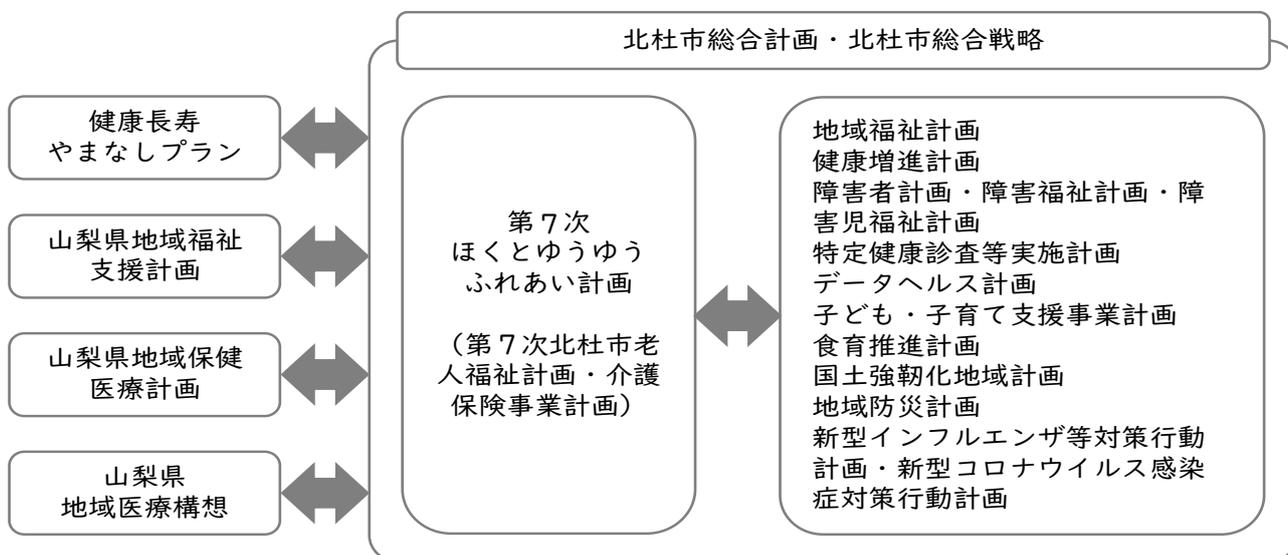
2. 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定することで、介護保険及び福祉サービスを総合的に展開することを目指すものである。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、山梨県が策定する「健康長寿やまなしプラン」、「山梨県地域福祉支援計画」、「山梨県地域保健医療計画」などの上位計画・関連計画の内容を踏まえたものである。

3. 他計画との関係

本計画は、第3次北杜市総合計画に即した計画であり、高齢者福祉、介護保険に関する総合計画である。また、第4次北杜市地域福祉計画をはじめ、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定する。



4. 計画の性格

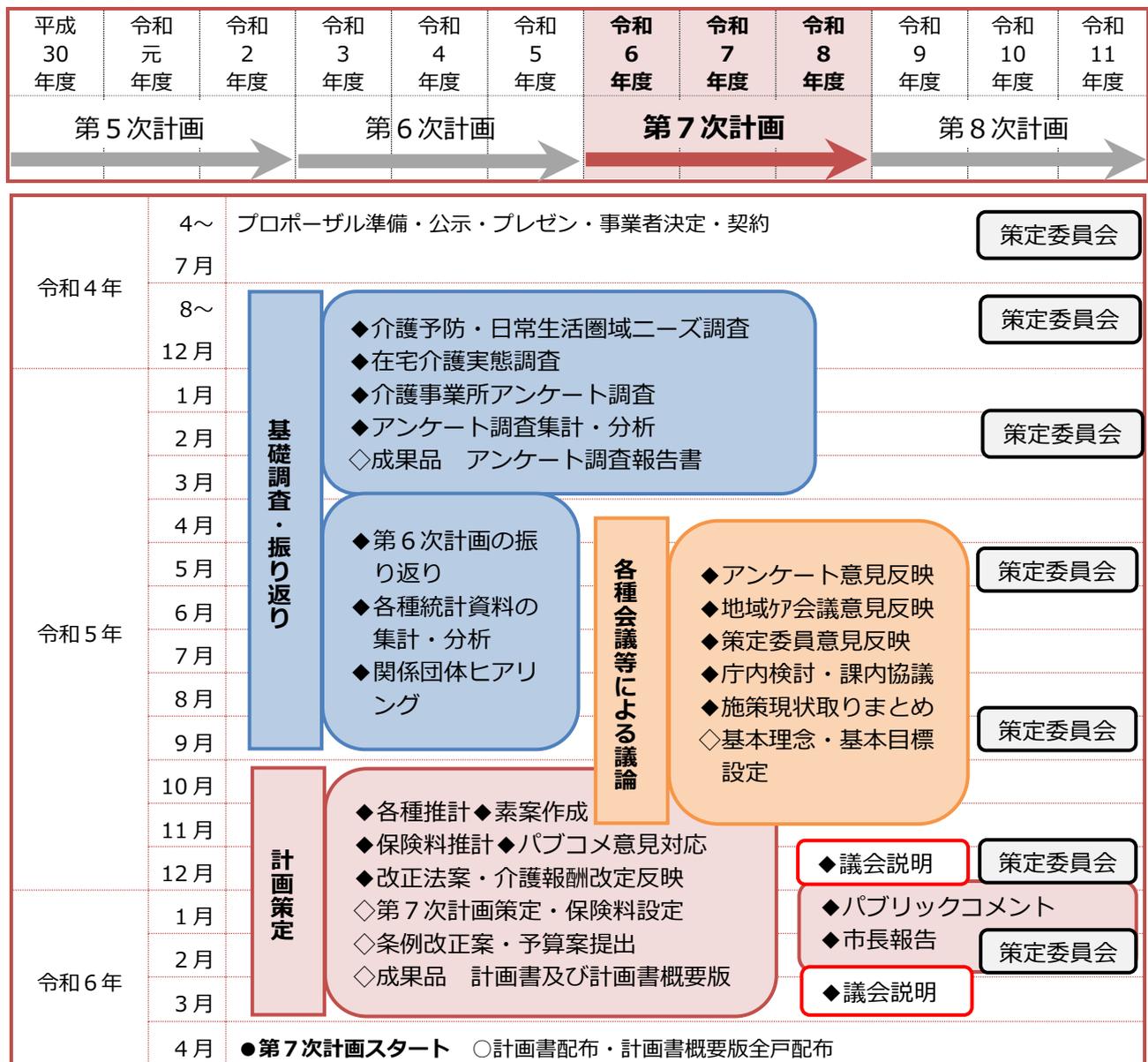
老人福祉計画は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般および介護に関する総合的な計画である。

介護保険事業計画は、老人福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者および要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する施策に関する計画である。

5. 計画の期間

介護保険事業計画は、3年を一期とする計画が義務付けられており、本計画期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画である。

また、老人福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があることから、同様の計画期間とする。



6. 主な検討事項……………

- 計画の基本理念等
- 2040年度（令和22年度）の推計並びに第7次の目標
- 医療計画との整合性の確保・協議の場
- 介護給付等対象サービスの現状等
- 計画の達成状況の点検・評価・公表
- 日常生活圏域の設定
- 令和6年度から令和8年度の日常生活圏域ごとの必要利用定員総数の設定
- 令和6年度から令和8年度の介護給付等対象サービス種類ごとの見込み量
- 令和6年度から令和8年度の地域支援事業の見込み量
- 自立支援・介護予防・重度化防止、給付適正化への「取組と目標」の設定
- 地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項
 - ・在宅医療・介護連携の推進
 - ・認知症施策の推進
 - ・生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
 - ・地域ケア会議の推進
 - ・高齢者の居住安定に係る施策の連携
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供に関する事項
- 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- 保健福祉事業に関する事項
- 市独自事業に関する事項

※ 上記の●は、必須記載事項（基本的記載事項）。

また、次のような分野横断的なテーマについて、検討していくことが考えられる。

- (1) 2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- (2) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（健康寿命の延伸）
- (3) 保険者機能の強化（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）
- (4) 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備・介護人材の確保）
- (5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進（共生・予防）
- (6) 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新
- (7) 地域共生社会の実現